○経済産業省告示第百八十三号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和六年経済産業省告示第五号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）の全部を次のように改正し、令和八年一月一日から施行する。

令和七年十二月二十六日

経済産業大臣　赤澤　亮正

災害名	地域	指定の期間
令和六年能登半島地震	石川県	
	金沢市	令和六年一月一日から令和八年三月三十一日まで
	七尾市	
	小松市	
	輪島市	
	珠洲市	
	加賀市	
	羽咋市	
	かほく市	
	白山市	
	能美市	
	河北郡津幡町	
	河北郡内灘町	
	羽咋郡志賀町	
	羽咋郡宝達志水町	
	鹿島郡中能登町	
	鳳珠郡穴水町	
	鳳珠郡能登町	

○経済産業省告示第百八十四号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和七年経済産業省告示第百四十七号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）の全部を次のように改正し、令和八年一月二日から施行する。

令和七年十二月二十六日

経済産業大臣　赤澤　亮正

災害名	地域	指定の期間
令和七年台風第十二号に伴う災害	鹿児島県	
	南さつま市	令和七年八月二十一日から令和八年四月一日まで

○国土交通省告示第千八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第三項の規定により、都市計画事業の承認をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の承認後の収用又は使用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

令和七年十二月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　施行者の名称　国土交通大臣

二　都市計画事業の種類及び名称　四日市都市計画道路事業３・３・９１号北勢バイパス

三　事業施行期間　自令和七年十二月二十六日至令和二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　三重県四日市市曽井町字東門田並びに高角町字東川原並びに小生町字北川原、字流、字中長、字高腰、字生泉、字南谷及び字尼ヶ谷並びに川島町字浮橋、字大坪、字六谷、字中谷、字稲谷、字鷺沢、字西谷及び字南谷並びに三滝台二丁目並びに浮橋一丁目及び二丁目並びに八王子町字南幸、字幸ヶ谷、字出雲、字聖り、字高花、字里前及び字石坂並びに波木町字小野、字板井橋、字辻之下及び字小広並びに山田町字霜田及び字作花台、字植松及び字荒起並びに北小松町字菖蒲谷、字丁田、字北岨、字道堰、字中山、字井口及び字中川原並びに南小松町字明ル、字大岨、字小岨、字大垣外、字荒野及び字茶垣外並びに釆女町字清水地内　三重県鈴鹿市下大久保町字東浦山地内

使用の部分　三重県四日市市小生町字高腰並びに川島町字大坪及び字西谷並びに八王子町字出雲、字聖り、字高花、字里前及び字石坂並びに山田町字霜田及び字川南並びに北小松町字菖蒲谷、字丁田及び字北岨地内

収用又は使用の手続が保留される事業地

収用の部分　三重県四日市市高角町字東川原並びに小生町字北川原、字流、字中長、字高腰、字生泉、字南谷及び字尼ヶ谷並びに川島町字浮橋、字大坪、字六谷、字西谷及び字南谷並びに三滝台二丁目並びに浮橋一丁目及び二丁目並びに八王子町字南幸、字幸ヶ谷、字出雲、字聖り、字高花、字里前及び字石坂並びに波木町字小野、字板井橋、字辻之下及び字小広並びに山田町字霜田及び字作花台、字植松及び字荒起並びに北小松町字菖蒲谷、字丁田、字北岨、字道堰、字中山、字井口及び字中川原並びに南小松町字明ル、字大岨、字小岨、字大垣外、字荒野及び字茶垣外並びに釆女町字清水地内　三重県鈴鹿市下大久保町字東浦山地内

使用の部分　三重県四日市市小生町字高腰並びに川島町字大坪及び字西谷並びに八王子町字出雲、字聖り、字高花、字里前及び字石坂並びに山田町字霜田及び字川南並びに北小松町字菖蒲谷、字丁田及び字北岨地内

五

収用又は使用の手続が保留される事業地

収用の部分　三重県四日市市高角町字東川原並びに小生町字北川原、字流、字中長、字高腰、字生泉、字南谷及び字尼ヶ谷並びに川島町字浮橋、字大坪、字六谷、字西谷及び字南谷並びに三滝台二丁目並びに浮橋一丁目及び二丁目並びに八王子町字南幸、字幸ヶ谷、字出雲、字聖り、字高花、字里前及び字石坂並びに波木町字小野、字板井橋、字辻之下及び字小広並びに山田町字霜田及び字作花台、字植松及び字荒起並びに北小松町字菖蒲谷、字丁田、字北岨、字道堰、字中山、字井口及び字中川原並びに南小松町字明ル、字大岨、字小岨、字大垣外、字荒野及び字茶垣外並びに釆女町字清水地内　三重県鈴鹿市下大久保町字東浦山地内

使用の部分　三重県四日市市小生町字高腰並びに川島町字大坪及び字西谷並びに八王子町字出雲、字聖り、字高花、字里前及び字石坂並びに山田町字霜田及び字川南並びに北小松町字菖蒲谷、字丁田及び字北岨地内

○国土交通省告示第千八十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十六日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　東北縦貫自動車道弘前線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
八幡平市細野四五三番七から同市星沢七六番五まで	前	最大　五三	九九五
		最小　二四	
	後	最大　一四三	
		最小　三四	

○国土交通省告示第千九十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十六日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　山陽自動車道吹田山口線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
防府市大字佐野字峠下一〇四一六番四地先から同市大字佐野字峠下一〇四五八番一まで	前	最大　二五七	一四二
		最小　六一	
	後	最大　三〇〇	
		最小　六一	